商品説明書（融資）

職域サポートローン「ＷＥＢ完結型」（しんきん保証）

（2024 年 9 月 17 日現在）

１．商品名（愛称）	職域サポートローン「ＷＥＢ完結型」
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ①　当金庫と職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可） ②　年齢が満２０歳以上の方 ③　当金庫に普通預金口座をお持ちの方 ④　安定継続した収入のある方 ⑤　日本国籍を有する方 ⑥　運転免許証またはパスポート（2020 年以前に発給され住所の記載があるもの）をお持ちの方。 ⑦　当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑧　当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	資金使途は、申込人本人が必要とする次の資金とします。 ※②教育関連資金のみ、申込人の家族（お子さま、お孫さま、ご兄弟）が必要とする場合も可とします。 ①　自動車関連資金（オートバイ、自転車を含みます） 購入資金（購入にかかる税金、保険料も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ②　教育関連資金 就学する学校への納付金（最長１年分） ※学校指定の振込依頼書がある場合は対象外 ③　住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ④　申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含みます） ＊当金庫のしんきん保証基金付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもリピート、エコを含む）の借換資金に限ります。 ※次のいずれかに該当するものは対象外となります。 ・支払い先が申込人（配偶者、ご両親、お子さまを含む）が経営する事業所 ・個人間売買による購入資金 ・支払済資金
４．お借入金額	１万円以上 1,000 万円以内（１万円単位）
５．お借入期間	３ヵ月以上 15 年以内
６．担保･保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
７．ご返済方法	・元利均等返済 （お借入金額の 50％以内の元金について６ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・元金据置は不可 ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。

次頁に続きます

８．金利	・変動金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年４月１日と 10 月１日の当金庫所定の長期貸出最優遇金利（１年定期預金連動）を基準として年２回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期貸出最優遇金利（１年定期預金連動）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
９．お申込時に ご用意いただくもの	① ご本人であることを確認できる運転免許証 ※運転免許証を取得されていない場合はパスポート（2020 年以前に発給され住所の記載があるもの） ② ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、お借入金額が 100 万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 ＊勤続２年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。 ③ 資金使途が確認できる書類の写し ・注文書、見積書、請求書、学校納付書等（販売店や学校等のお振込先が記載されているもの）。 ＊ご本人名義の書類に限ります（教育関連資金を除く）。 ＊教育関連資金については以下の書類の写しも合わせてご用意ください。 ・申込人の家族(お子さま、お孫さま、ご兄弟）の就学が確認できる書類 合格通知書・在学証明書・学生証等 ・就学する学校への納付金が１年分以内であることが確認できる書類 【借換が含まれる場合】 ・返済予定表、借換対象ローンの借入申込書控え 等 ・借換対象ローンが銀行系の場合、返済用通帳の写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号、返済履歴がわかるもの） ・借換対象ローンが信販会社等の場合、借換対象ローンの返済に必要な金額・返済内容が確認できる書類（全額繰上返済シミュレーション、返済予定表 等） ＊借換対象ローンはご本人名義の書類に限ります。
10．お支払い方法	原則、購入先等に融資金の全額をお振込いただきます。
11．手数料･保証料	・諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は金利に含まれます。
12．苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

桐生信用金庫